

様式

## 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 様

郵便番号 950-8581

(ふりがな) にいがたしちゅうおうくさいわいにし

住所 新潟市中央区幸西4-3-5

(ふりがな) かぶしきがいしゃ えふえむらじおにいがた

氏名(注1) 株式会社エフエムラジオ新潟

とりしまりやくしゃちょう ますむらつとむ

取締役社長 増村 勉

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」  
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		全般について	<p>①今後、世の中は挙げて受信機のデジタル化、マルチメディア化が進むと予想されます。こうした状況下で国がアナログラジオを存続させるという方針であったとしても、アナログTV終了により変化していく放送メディアに対し、ユーザである国民の選択肢から次第にアナログはなくなっていくのではないかと考えられます。</p> <p>特に想定されるマルチメディア端末は機能向上が著しく、受信機の買い替えサイクルも従来の受信機に比べ頻繁になると考えられ、音声放送だけの継続的なサービス提供に不安が残ります。</p> <p>②一方、長い期間聴取されてきたラジオ放送は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方ラジオ局のローカル放送時間はTVに比べ圧倒的に長時間であり、地域密着の情報が多く地域の文化の発展に寄与してきた。</li> <li>・高い携帯性能により非常時の情報収集ツールとなっている。特に県や市など自治体と防災協定を締結し、また、緊急地震速報など緊急時対応進め非常災害時の情報収集メディアとして定着している。</li> <li>・非健全者（特に目の不自由な方々）に対しては重要な情報源となっている。</li> <li>・TVメディアに比べ制作が比較的簡易にできることにより安価な地域広告が可能である。</li> </ul> <p>等、音声メディアならではの文化を築いてきました。これは、デジタル放送に変わっても不変であり、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」が地上アナログラジオ放送の緩やかなデジタル移行先と考えます。</p> <p>以上により、地域ブロック向けデジタルラジオ放送という呼称並びにその放送帯域にV-LOWを割り当てる報告書案に賛成します。なお、今後はラジオ放送が培ってきた放送メディアとしての精神を尊重し早期の制度整備を期待いたします。</p>
21頁	6行～7行 11行～12行	受信アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナ内蔵に難点がある。 V-LOWについては困難であることから、チューナーの内蔵は考えていない	現時点でV-LOWに対応するアンテナを携帯電話に内蔵することが困難なことは報告書の通りですが、技術革新により将来、搭載の可能性も考えられるのでこの点に言及して欲しいと考えます。 この実現は地域ブロック向け放送の事業展開にも大きな影響を与えると考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
23頁～ 24頁	23頁下2行～ 24頁2行	「地方ブロック向け放送」の扱い 「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか（例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか）が今後の検討に委ねられている。	「地方ブロック」は、ブロック分けする地域の経済圏（住民の生活圏）を基準とし、国が決めていた だきたいと考えます。 この場合、従前から存在する歴史ある地域ブロックの分け方（例・「関東甲信越」等々） は尊重されてよいのではないかと考えます。
30頁	9行～13行	「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、 等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。	地域ブロック向けデジタルラジオ放送のインフラを短期間で整備し、運営するためには、その地域ブロック内に放送エリアを持つラジオ放送事業者が中心となり、ハード事業を共同運営することが必要になると想定します。その運営を前提としての「ハード・ソフト分離」は賛成します。
34頁	12行～14行	ただし、サマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規制の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。	新型端末は複数のメディア受信機能が想定されます。地域ブロック向けデジタルラジオ放送が搭載された端末にアナログラジオ受信機能が搭載されないことが想定されるため、デジタルラジオ普及のためにも、サマル放送は重要なコンテンツになると思われれます。したがって、地上ブロック向け放送に関しては左記の項目の削除を希望します。
39頁	12行～15行	マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。	利用者の利便性を優先することが重要です。 「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。 したがって、技術方式は同一の方が望ましいと考えます。
41頁	13行～16行	①1の国内規格を決定することで、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、一つの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにする。これが実現することにより、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保に資する。	